

# 所 得 税 法

## 本試験問題

### 〔第一問〕問 1

#### 問 1

税理士であるあなたは、令和7年1月某日、給与所得者である居住者甲から、令和6年に行った株式等の金融商品の取引に関して、次の税務相談を受けた。

##### (甲)の相談内容)

- 国内にある金融商品取引業者A（以下「A証券」という。）に特定口座（源泉徴収選択口座）を開設して国内株式Xの保管を行っているところ、A証券から令和6年分年間取引報告書の送付があり、同一報告書の株式Xの譲渡に係る記載内容は次のとおりであった。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	500,000円	1,500,000円	△1,000,000円

- また、同報告書には、国内株式Xに係る配当等の額として20万円が記載されている。
- A証券には特定口座以外の口座（一般口座）も開設しており、次のとおり、同口座において国内株式Y及び同Zの売却を行っている。

銘柄	売却金額	購入金額及び譲渡に要した委託手数料等	差引金額
Y（非上場）	1,000,000円	500,000円	500,000円
Z（上場）	2,000,000円	1,600,000円	400,000円

- 国内株式Y及び同Zについて、配当の支払いはない。
- 国内にある金融商品取引業者B（以下「B証券」という。）を相手方とする外国為替証拠金取引（FX）の差金等決済により、次のとおり、差益が生じている。

種類	差金等決済に係る利益の額	手数料等	差引金額
為替証拠金 米ドル/円	430,000円	30,000円	400,000円

- 株式の売却損については、他の所得と通算できるものがあると聞いたが、実際、どのような取扱いになるのか。

上記の相談内容について、次の(1)～(4)の間に答えなさい。

(注 1) 復興特別所得税及び住民税並びに源泉徴収の手続について説明する必要はない。

(注 2) NISA制度（非課税口座制度）について説明する必要はない。

(注 3) A証券及びB証券は第一種金融商品取引業者に該当する。

- 上場株式等を譲渡した場合の課税方法（方式）((3)の間に係る事項は除く)について、簡潔に説明しなさい。
- 先物取引の差金等決済による差益の課税方法（方式）について、簡潔に説明しなさい。
- 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、簡潔に説明しなさい。
- 国内株式Xの譲渡損失の取扱いについて、相談内容における事実関係に沿って具体的に説明しなさい。

### 〔第一問〕問 2

#### 問 2

業務を行う居住者の記帳義務、帳簿書類の保存義務及び当該居住者が申告書に添付すべき書類に関して、当該居住者が青色申告者とそれ以外の者の場合についてそれぞれ説明しなさい。

(注) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定について説明する必要はない。

## TAC予想問題

### ●全国公開模試〔第一問〕問 1

#### 問 1

居住者が、国内において行った上場株式等の譲渡に関する税務上の取扱いについて、次の(1)～(4)の事項を説明しなさい。

なお、当該株式の譲渡は、有価証券先物取引によるものではないものとする。

また、復興特別所得税については、説明を要しない。

- 譲渡所得の金額の計算及びその課税方法
- 特定口座において譲渡した際に行われる源泉徴収の仕組み
- 居住者の所得税の計算において、納税者の選択により適用される課税上の特例
- 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得の非課税の特例



### ●実力完成答練 第3回〔第一問〕問 2

#### 問 1

次の各居住者における、現金基準、記帳義務又は保存義務、当該所得について確定申告書に添付すべき書類について説明しなさい。

なお、税務署長の取扱いについては説明を要しない。

- 不動産所得を生ずべき業務を営んでいる青色申告者である居住者乙
- 雑所得を生ずべき業務を営んでいる青色申告者以外の者である居住者丙

(注) いずれの居住者も、上記以外の所得は生じていない。



<p>〔第二問〕問【資料II】1.(2)</p> <p>(2) 退職手当等 4,000,000円</p> <p>甲は、A社から令和3年6月24日に使用人勤務期間に係る退職金8,000,000円の支給を受けている。なお、甲は、A社に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しておらず、当該退職手当等に係る源泉徴収は適正に処理されている。</p>		<p>●直前予想答練 第2回〔第二問〕問2【資料I】</p> <p>【資料1】</p> <p>乙は、M株式会社の非常勤役員として勤務していたが、本年9月30日をもって退職しており、同社から役員退職金10,000,000円の支給を受けている。</p> <p>これは、乙が役員として勤務していた平成21年3月1日から本年9月30日までの期間に係るものとして本年10月に受けたものである。</p> <p>なお、乙は令和6年3月にも、非常勤役員として勤務していたP株式会社を退職しており、平成27年3月1日から令和6年3月31日までの同社における勤務期間に係る役員退職金4,500,000円を、同社から受けている。</p> <p>また、乙の本年分の給与所得の金額(所得金額調整控除後の金額)は17,800,000円である。</p>																														
<p>〔第二問〕問【資料III】※ゴルフ会員権の説明部分</p> <p>【資料III】</p> <p>甲は、本年中に次の資産を譲渡している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>譲渡資産</th> <th>取得年月</th> <th>譲渡年月</th> <th>譲渡対価</th> <th>取得費</th> <th>譲渡費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財</td> <td>平成16年4月</td> <td>令和7年5月</td> <td>10,000円</td> <td>50,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td>平成19年4月</td> <td>令和7年5月</td> <td>2,000,000円</td> <td>400,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>純金コイン</td> <td>令和4年7月</td> <td>令和7年7月</td> <td>800,000円</td> <td>450,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ会員権</td> <td>令和2年5月</td> <td>令和7年3月</td> <td>1,000,000円</td> <td>(注)</td> <td>200,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ゴルフ会員権は、甲の父が平成4年4月に1,500,000円で購入したものを令和2年5月に父からの贈与により取得したものである。贈与の際に名義書換料300,000円と父に対する謝礼10,000円を支払っている。</p>	譲渡資産	取得年月	譲渡年月	譲渡対価	取得費	譲渡費用	家財	平成16年4月	令和7年5月	10,000円	50,000円	10,000円	絵画	平成19年4月	令和7年5月	2,000,000円	400,000円	50,000円	純金コイン	令和4年7月	令和7年7月	800,000円	450,000円	20,000円	ゴルフ会員権	令和2年5月	令和7年3月	1,000,000円	(注)	200,000円		<p>●直前対策講義 補助問題 第7回〔第二問〕問2【資料II】3</p> <p>3 X株式(上場)5,000株について、X社が本年4月に公開買付けを行ったため、全株をX社に410,000円で譲渡している。</p> <p>X株式は、令和4年に1,800,000円で取得したものであり、X社の発行済株式総数は1,680,000株(うち自己株式80,000株)、資本金等の額は840,000,000円である。</p>
譲渡資産	取得年月	譲渡年月	譲渡対価	取得費	譲渡費用																											
家財	平成16年4月	令和7年5月	10,000円	50,000円	10,000円																											
絵画	平成19年4月	令和7年5月	2,000,000円	400,000円	50,000円																											
純金コイン	令和4年7月	令和7年7月	800,000円	450,000円	20,000円																											
ゴルフ会員権	令和2年5月	令和7年3月	1,000,000円	(注)	200,000円																											
<p>〔第二問〕問【資料IV】1.</p> <p>【資料IV】</p> <p>1 甲は、甲の祖父が昭和27年12月31日以前に購入した土地を平成21年1月に相続し、未使用の更地として所有していた。当該更地について、一般財団法人Bから事業用の敷地として使用したいとの申出があったため贈与した。贈与時の時価は1,000,000円である。祖父が購入した価額は不明である。なお、甲は、当該更地の相続登記費用として60,000円を支出している。</p>		<p>●直前対策講義 補助問題 第1回〔第二問〕【資料III】1.</p> <p>1 本年5月に、ゴルフ会員権を、友人Jに1,200,000円で譲渡している。</p> <p>このゴルフ会員権は、令和3年7月に3,400,000円で取得したもので、本年中に年会費50,000円を支払っている。</p>																														
<p>〔第二問〕問【資料V】(2)</p> <p>(2) 乙の国民年金保険料 457,770円</p> <p>本年1月分から3月分として52,530円を納付し、本年4月分から翌々年3月分までを2年分納として405,240円を納付している。</p>		<p>●実力完成答練 第1回〔第二問〕問2</p> <p>2 乙は、本年1月、土地(空き地)を郷里のU市に寄附している。</p> <p>この土地は、平成2年3月に父から相続(単純承認)により取得したもので、相続税評価額は、2,500,000円であったが、父がいつ、いくらで取得したのかは不明である。</p> <p>なお、寄附した日の時価は10,000,000円であった。</p>																														
		<p>●実力完成答練 第1回〔第二問〕問2 4 (1)</p> <p>(1) 長男の国民年金保険料 251,080円</p> <p>本年1月分から本年3月分の50,940円(月額16,980円)と本年4月に納付した本年4月分から令和8年3月分の200,140円の合計額(割引前の金額203,760円)である。</p>																														